

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5437036号
(P5437036)

(45) 発行日 平成26年3月12日(2014.3.12)

(24) 登録日 平成25年12月20日(2013.12.20)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 D 33/00 (2006.01) A 4 5 D 33/00 6 1 5 F

請求項の数 5 (全 8 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2009-272914 (P2009-272914) (22) 出願日 平成21年11月30日(2009.11.30) (65) 公開番号 特開2011-115232 (P2011-115232A) (43) 公開日 平成23年6月16日(2011.6.16) 審査請求日 平成24年5月31日(2012.5.31)</p>	<p>(73) 特許権者 000006909 株式会社吉野工業所 東京都江東区大島3丁目2番6号 (74) 代理人 100147485 弁理士 杉村 憲司 (74) 代理人 100134005 弁理士 澤田 達也 (72) 発明者 岸上 晴男 大阪府茨木市宇野辺1丁目6番9号 株式 会社吉野工業所 大阪工場内 審査官 青木 良憲</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】化粧料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

化粧料を収納せしめる区画凹所を有するケース本体と、このケース本体に枢軸を介して回転可能に支持され該ケース本体の前面凹部に配置された係合爪部に貫通開孔を通してフックを連係させて該区画凹所を密閉状態に保持する蓋体とを備えた化粧料容器であって、

前記貫通開孔に、前記蓋体の開放状態で該貫通開孔を塞ぐ一方、前記蓋体の密閉状態で該貫通開孔を開放するシール部材を設けたことを特徴とする化粧料容器。

【請求項2】

前記シール部材は、弾性変形が可能でかつ、初期姿勢への復元を可能とする軟質材よりなる、請求項1記載の化粧料容器。

【請求項3】

前記シール部材は、一方が固定端であり、もう一方が自由端となる片持ち支持タイプの舌片からなる、請求項1又は2記載の化粧料容器。

【請求項4】

前記シール部材は、一方が固定端であり、もう一方が自由端であり、該自由端を突き合わせてその相互間にスリットを形成した片持ち支持タイプの舌片を少なくとも2つ配置したものである、請求項1又は2記載の化粧料容器。

【請求項5】

前記シール部材は、一方の部位を溝部に入れ込んで固定端とするものである、請求項3又は4に記載の化粧料容器。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ファンデーションやアイシャドー等の化粧品を入れるのに適した化粧品容器に関するものであり、ケース本体と蓋体とを連係させる連係機構部への化粧料の入り込みによる汚れや作動不良を確実に回避しようとするものである。

【背景技術】**【0002】**

コンパクトに代表される化粧品容器は、内容物を収納する区画凹所を備えたケース本体と、このケース本体に枢軸を介して回動可能に保持された蓋体から構成されており、該蓋体をケース本体に合致させて該区画凹所を密封状態に保持するには、該蓋体に設けられたフック部材をケース本体の内部空間に配置した係合凸部に連係させて蓋体の回動を不能にするのが普通であり、これによりケース本体の前面部に設けられた押しボタン（前部壁）を押さない限りフック部材と係合凸部との連係を解除することができないようになっていた（例えば、特許文献1参照）。

10

【先行技術文献】**【特許文献】****【0003】**

【特許文献1】実開昭61-43371号公報

【0004】

20

ところで、この種の化粧品容器は、蓋体に設けられたフック部材を、ケース本体の中枠に形成した貫通開孔（窓）を通して蓋体のフックを連係させていることから、容器の使用中には、化粧料がこぼれ落ちて該貫通開孔へ入り込んでその周辺が汚れたり化粧料の固着、堆積によりフック部材と係合凸部との連係がうまくいかず蓋体を閉じることができない等の作動不良を引き起こすことがしばしば見受けられ、その解決が望まれていた。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

本発明の課題は、貫通開孔への化粧料の入り込みによる係合機構部の汚れや作動不良を引き起こすことのない新規な化粧品容器を提案するところにある。

30

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本発明は、化粧品を収納せしめる区画凹所を有するケース本体と、このケース本体に枢軸を介して回動可能に支持され該ケース本体の前面凹部に配置された係合爪部に貫通開孔を通してフックを連係させて該区画凹所を密閉状態に保持する蓋体とを備えた化粧品容器であって、

前記貫通開孔、前記蓋体の開放状態で該貫通開孔を塞ぎ、前記蓋体の密閉状態で該貫通開孔を開放するシール部材を設けたことを特徴とする化粧品容器である。

【0007】

前記シール部材としては、弾性変形が可能でかつ、初期姿勢への復元を可能とする軟質材によって構成することができる。シール部材は具体的には、一方が固定端であり、もう一方が自由端となる片持ち支持タイプの舌片を適用することが可能であり、また、一方を固定端とし、もう一方が自由端として各自由端を突き合わせてその相互間にスリットを形成した片持ち支持タイプの舌片を少なくとも2つ配置したものを適用してもよい。シール部材の一方を固定端とするには、ケース本体側に別途に溝部を設けておき、該溝部にシール部材の一方を引き抜け不能に入れ込むのが望ましい。

40

【発明の効果】**【0008】**

貫通開孔に蓋体の閉塞状態で開放し該蓋体の開放状態で塞ぐシール部材を設けるようにしたため、容器の使用中に化粧料がこぼれ落ちても該貫通開孔を通して係合爪部が設けら

50

れた前面凹部内に入り込むことがないので、こぼれ落ちた化粧料によってその内部が汚れたり作動不良を引き起こすことがない。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明にしたがう化粧料容器の外観斜視図である。

【図2】図1に示した化粧料容器の要部の分解斜視図である。

【図3】図1に示した化粧料容器のA-A断面を示した図である。

【図4】図1に示した化粧料容器につき、蓋体を閉じた状態を示した図である。

【図5】(a)(b)は本発明にしたがう化粧料容器の他の実施の形態の要部断面を示した図である。

10

【図6】(a)(b)は本発明にしたがう化粧料容器の他の実施の形態の要部断面を示した図である。

【図7】(a)(b)は本発明にしたがう化粧料容器のさらに他の実施の形態の要部断面を示した図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、図面を用いて本発明をより具体的に説明する。

図1は、本発明にしたがう化粧料容器の実施の形態を示した外観斜視図であり、図2は、図1の要部の分解斜視図であり、図3は図1の要部の断面(A-A断面)を示した図である。

20

【0011】

図における符号1は、ケース本体である。このケース本体1は、ケース本体1の底部に係止する底壁1aと、この底壁1aの縁部に一体連結して立ち上がる周壁1bからなり、その内側には中枠1cが配置されていて、該中枠1cによって化粧料を収納せしめる区画凹所Mとパフの如き塗布部材を収納する収納凹所M₁が形成されている。

【0012】

また、2は、ケース本体1の前面側の中枠1cに設けられた貫通開孔、3は、貫通開孔2の直下に設けられた前面凹部である(図2参照)。この前面凹部3は、ケース本体1の周壁1aにつながる側壁3a、3bと、この側壁3a、3bにつながる起立壁3cと、側壁3a、3b及び起立壁3cの下部においてつながる底壁3dから構成されていて、中枠1cが組み込まれた状態において前面部が開放されている。

30

【0013】

4は、前面凹部3の起立壁3cに設けられ、後述する蓋体のフックに係合する係合爪部、5は、ケース本体1に枢軸を介して回動可能に支持される蓋体である。この蓋体5は、ケース本体1に支持される側とは対向する側の下側面にフック5aが垂下されていて、蓋体5を閉じる際に、フック5aを貫通開孔2を通して係合爪部4に係合させることによって蓋体5を閉じてケース本体1の区画凹所M、収納凹所M₁を密閉状態に保持する。

【0014】

6は、係合爪部4の下部で起立壁3cに一体的に設けられた突起である。この突起6は、前面に向けて突出した横向きの突起であり、その上部には前方に向けて低くなる傾斜面が設けられている。また、7は前面凹部3の空所内に配置された押しボタンである。この押しボタン7は、前面凹部3においてスライド可能に弾性支持されており(ばね部材は図示せず)、外壁7aの内側面には、先端部が突起6の傾斜面に位置し押しボタン7の押し込みにより該傾斜面に沿って移動してフック5aを上方向に向けて押しやる押圧片7bと、前面凹部3の底壁3dに沿って移動可能なガイド7cが設けられている。ガイド7cの下部には、押しボタン7の押し込みの際の移動範囲を規制するため、底壁3dの窪み3d₁に入り込むストッパー7dが形成されている。

40

【0015】

8は、貫通開孔2において配され、蓋体5の開放状態で貫通開孔2を塞ぐが、蓋体5の密閉状態で該貫通開孔2の開放を可能とするシール部材である。このシール部材8は初期

50

姿勢に復元可能なゴムやエラストマーの如き軟質部材から構成されていて、起立壁 3 c の上端部に設けられた溝部 3 c₁ に一端を入れ込んで固定した片持ち支持タイプの舌片からなっている。シール部材 8 は溝部 3 c₁ に入れ込んだ部位が固定端 8 a となっており、中枠 1 c の裏面に沿い該貫通開孔 2 の反対側の縁部に至るまでの部分が自由端 8 b となっている。

【 0 0 1 6 】

上記の構成になる化粧品容器は、蓋体 5 が開放された図 3 に示すような状態では、貫通開孔 2 がシール部材 8 によって塞がれており、容器の使用中に化粧品が落ち込んでも前面凹部 3 に化粧品が入り込むことがない。

【 0 0 1 7 】

また、蓋体 5 を閉じた図 4 に示すような状態では、シール部材 8 がフック 5 a の押圧により容易に変形して貫通開孔 2 が開放されて、該フック 5 a と係合爪部 4 とは確実に連絡することになる。

【 0 0 1 8 】

押しボタン 7 を係合爪部 4 に向けて押し込み、押圧片 7 b の先端部を突起 6 の傾斜面に沿わせてスライドさせることにより突起 6 にはフック 5 a を上方へ向けて押し上げる力が作用しこれにより図 3 に示す如く該フック 5 a と係合凸部 4 との連係が解除される。

【 0 0 1 9 】

シール部材 8 の固定端 8 a は、確実に固定できるものであれば起立壁 3 c の上端部に設けた溝部 3 c₁ を省略してもよく、これにより構造の簡素化が可能となる。

【 0 0 2 0 】

図 5 (a) (b)、図 6 (a) (b) は、本発明にしたがう化粧品容器の他の実施の形態を要部について示した図である。これらの例は、シール部材 8 を、貫通開孔 2 の一方の縁部に隣接する中枠 1 c の上面部に段差部 1 c₁ を設け、その部位でシール部材 8 の一端を接着剤あるいは熱溶着により固定して該貫通開孔 2 を閉塞するようにしたものであり、これによっても該貫通開孔 2 からの化粧料の入り込みは回避される。この例は、上掲図 1 ~ 4 において示したような溝部 3 c₁ が不要であり、構造の簡素化が可能となる。なお、シール部材 8 は、インサート成形によって中枠 1 c に一体的に設けることも可能であり、この場合には、接着剤や熱溶着する必要がなくなり製造工程の簡素化を図ることができる。

【 0 0 2 1 】

図 7 (a) (b) は、シール部材 8 として貫通開孔 2 の対抗する縁部の段差部 1 c₁ にそれぞれ固定した短尺舌片を設け、この短尺舌片の各自由端 8 b を貫通開孔 2 の中央部で突き合わせてその相互間にスリット S を形成したものである。

【 0 0 2 2 】

かかる構成の化粧品容器においても蓋体 5 の開放状態では貫通開孔 2 が塞がれているため、内部空間 3 への化粧料の入り込みは回避される。この場合も構造の簡素化が可能であり、短尺舌片を用いてシール部材 8 を構成するため、素材のダレによる影響を最小限に留めることができる。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 2 3 】

化粧料の貫通開孔への入り込みによる汚れや作動不良を起すことのない化粧品容器が提供できる。

【 符号の説明 】

【 0 0 2 4 】

- 1 ケース本体
- 1 a 底壁
- 1 b 周壁
- 1 c 中枠
- 2 貫通開孔

10

20

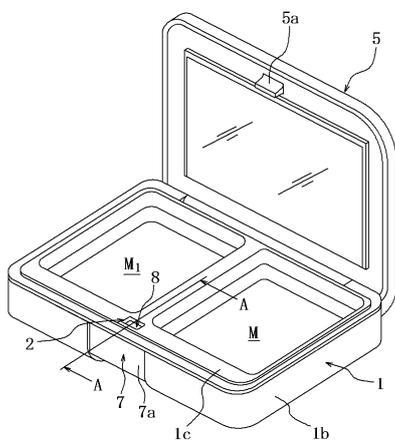
30

40

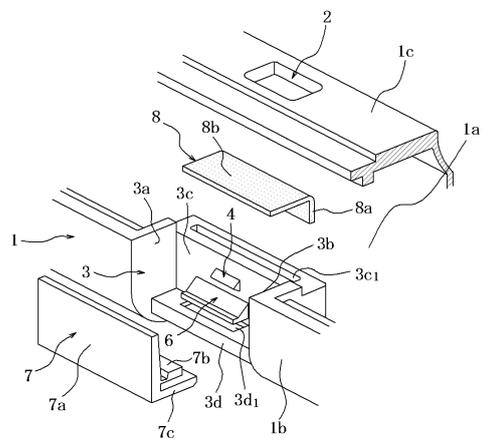
50

- 3 前面凹部
- 3 a 側壁
- 3 b 側壁
- 3 c 起立壁
- 3 d 底壁
- 4 係合爪部
- 5 蓋体
- 5 a フック
- 6 突起
- 7 押しボタン
- 7 a 外壁
- 7 b 押圧片
- 7 c ガイド
- 7 d ストッパー
- 8 シール部材
- 8 a 固定端
- 8 b 自由端
- M 区画凹所
- M₁ 収納凹所

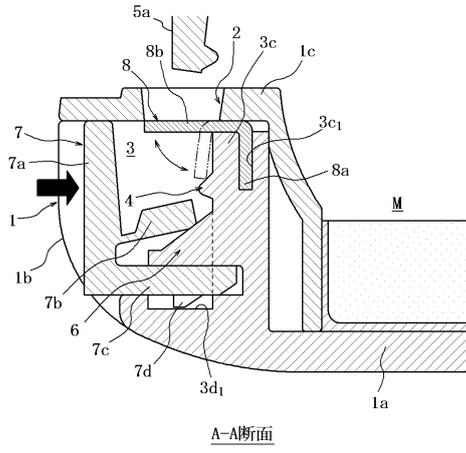
【図1】



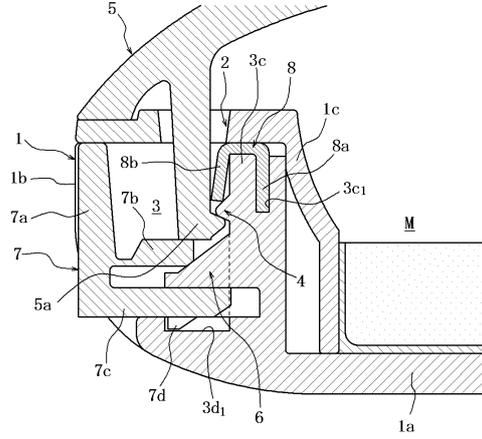
【図2】



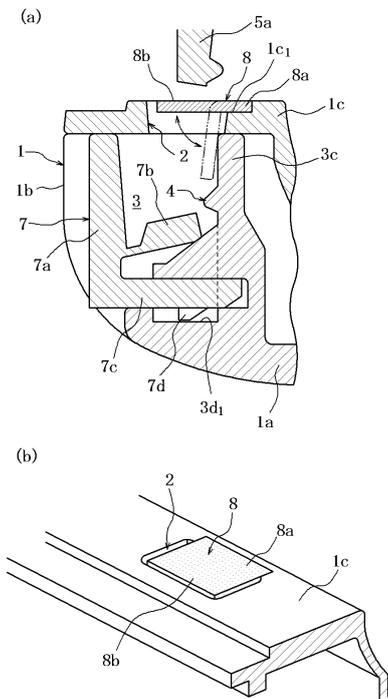
【 図 3 】



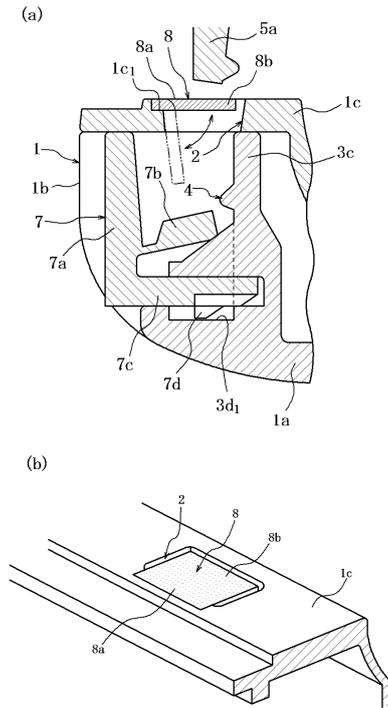
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平11-056453(JP,A)
実開平03-084014(JP,U)
特開2000-245529(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A45D 33/00